

創業や販路開拓などの取り組みを支援します

市内における新たな創業、商品開発・販路開拓のための事業などに対して、補助金を交付します。(平成31年度中に実施・完了する事業が対象)

受付開始：5月15日(水)～ 問い合わせ・受付窓口 地域経済振興課経済振興室 ☎53-2111 (内線3611)

対象事業	補助率・補助額	対象者
販路開拓きっかけづくり事業 ①ホームページの開設・改良 ②商談会、見本市などへの参加 ③商品包装、パンフレットの作成 ④機械設備の導入・施設の改修 ⑤空き店舗などを活用した店舗の増設	1/2以内 上限30万円	市内の農林漁業者、中小企業者など
人材育成サポート事業 ①人材育成講座などへの参加 ②経営相談、専門家の受入 ③セミナーの開催	1/2以内 ①上限1人2万円 ②、③上限5万円	
創業応援事業 市内で新たに創業を行う事業	1/2以内 上限50万円	創業予定者、創業1年未満の人
まちなか景観魅力アップ事業 景観の魅力向上や地域文化に配慮した施設や設備の整備	1/2以内 上限100万円	商店街団体など
観光イベント事業 ※問い合わせ・受付窓口 観光課☎53-2111 (内線3712) 観光イベントの事業の開催 受付開始=4月1日(月)～	1/3～1/2以内 上限30万円	イベント実行委員会など

●その他補助金情報

現在、「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」や「小規模事業者持続化補助金」の募集をおこなっています。詳しくは、商工会議所または商工会にお問い合わせください。

- ・村上商工会議所 ☎53-4257
- ・荒川商工会 ☎62-3049
- ・神林商工会 ☎66-7408
- ・朝日商工会 ☎72-1301
- ・山北商工会 ☎77-2259

申請する際は、必ず事前にご相談ください！



働き方改革関連法が順次施行

4月1日から「働き方」が変わります

- ①時間外労働の上限規制が導入されます (施行：2019年4月1日～ ※中小企業は2020年4月1日～)
 時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。
- ②年次有給休暇の確実な取得が必要です (施行：2019年4月1日～)
 使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。
- ③正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます (施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～)
 同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。



「働き方」に関する相談窓口

- 時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談
 新発田総合労働相談コーナー(新発田労働基準監督署内) ☎0254-27-6680
- 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消に関する相談
 [パートタイム労働者・有期雇用労働者関係] 新潟労働局雇用環境・均等室 ☎025-288-3511
 [派遣労働者関係] 新潟労働局需給調整事業室 ☎025-288-3510

●問い合わせ 地域経済振興課経済振興室 ☎53-2111 (内線3611)